

令和3年第4回安堵町議会定例会会議録

(3日目)

令和3年12月10日(金)開議

午前10時

1 応招議員 8名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	三浦 博	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	欠 員
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 7名

3 欠席議員 3番 三浦 博

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長 兼総合政策課長	富井 文枝	民 生 部 長	辻井 弘至
事 業 部 長	吉村 良昭	教 育 次 長	吉田 一弘
総 務 課 長	富士 青美	住 民 課 長	増田 篤人
上 下 水 道 課 長	廣瀬 好郁		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	吉川 明宏	事務局主事	島田 ちひろ
----------	-------	-------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第 1 文教厚生常任委員会委員長報告

議案第 2号 安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

第 2 議案第 5号 安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

第 3 議案第10号 国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業にかかる安堵町普通財産の売買契約の締結について

第 4 議案第11号 令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について

第 5 議案第12号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

第 6 常任委員会の閉会中の継続調査について

第 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

第 8 子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会の閉会中の継続調査について

第 9 議長報告

-----  
開 会  
午前10時00分  
-----

議長（福井保夫） おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（福井保夫） 只今の出席議員は7名です。

三浦議員からは本日の会議を欠席する届を受けています。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の会議を開きます。

日程第1「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題とします。

議案第2号「安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」を  
当常任委員会に付託しました。

当常任委員会の結果について委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会副委員長（浅野 勉） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。浅野文教厚生常任副委員長。

（浅野文教厚生常任委員会副委員長 登壇）

文教厚生常任委員会副委員長（浅野 勉） おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

文教厚生常任委員会副委員長（浅野 勉） 文教厚生常任委員長報告。本日、委員長が欠席のため副  
委員長が代行して報告をいたします。

文教厚生常任委員会は本会議で付託された、議案第2号「安堵町廃棄物の処理及び清掃に関  
する条例の一部を改正する条例について」を審査するため、当常任委員会を開催した。下記の

とおり安堵町議会会議規則第71条の規定により報告します。

記。1. 案件、議案第2号「安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」

2. 開催日時及び場所、令和3年12月7日、火曜日、午前10時から、安堵町議会第2委員会室。

3. 出席者、(1)出席委員7名。松田委員、増井委員、山岡委員、福井委員、森田委員、大星委員、そして副委員長の浅野です。(2)欠席者、三浦委員長。(3)説明員、西本町長、堀口副町長、富井総務部長兼総合政策課長、辻井民生部長、富士総務課長、増田住民課長、塩野環境美化センター所長、河合環境美化センター係長。(4)議会事務局、吉川議会事務局長心得、島田主事。

4. 報告内容、(1)去る11月29日の本会議で付託された議案第2号「安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」審査をするために文教厚生常任委員会を開催した。

担当課から今回の議案の、条例の一部を改正する条例について、趣旨・目的の説明があった。安堵町は、従前からごみの分別化、ごみの減量化やリサイクルの推進に取り組んできた。今後は、さらなる推進を図るため、家庭系の可燃物及び不燃物用のごみ袋を令和4年4月から「安堵町指定のごみ袋」を導入する。近隣・周辺の市町村の動向も参考にして指定袋を有料化とする。

併せて、リサイクルごみについては「リサイクル専用袋」を導入し、毎年無償で必要に応じて配布をしていくという説明があった。

質疑に入り、各委員からごみ袋の導入方法、住民への説明の方法等について質疑があった。担当課から、お試用のごみ袋セットが全世帯に無償配布されること、現在各家庭で購入済みのごみ袋を使用できるように移行期間を設定するという答弁等があった。

続いて採決に移り、当常任委員会における審査の結果、全会一致の賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

(2)その他。その他の案件として粗大ごみ収集の方法について、委員から意見が出された。

粗大ごみの収集について、高齢世帯や高齢者の独居世帯が増え、地域に指定された集積場所への運搬が困難になっている方が多くいる。近隣町ではリクエスト方式が採用され、電話で予約をすると有償で自宅まで回収に来てもらえるということだ。今後は町内の地域の実情に合わせた粗大ごみ回収方法について、リクエスト方式を検討課題として議会と行政で協議していくことを決定した。

以上。

議長（福井保夫） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号「安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長（福井保夫） 日程第2 議案第5号「安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」を議題とします。

私より御報告申し上げます。

去る12月3日、監査委員に対し、議案第5号「安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について」、地方自治法第243条の2、第2項の規定に基づき、監査委員の意見を聴取しましたところ、お手元に配付しておりますとおり、監査委員からの回答書が提出されました。

これより、議案第5号「安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について」、質疑をお受けします。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

議長（福井保夫） 日程第3 議案第10号「国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業にかかると安堵町普通財産の売買契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（富士青美） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富士総務課長。

（富士総務課長 登壇）

総務課長（富士青美） おはようございます。総務課 富士です。よろしくお願いたします。議案第10号「国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業にかかると安堵町普通財産の売買契約の締結について」、説明させていただきます。

本件につきましては、国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業が、安堵町窪田地区で進められるにあたり、必要な土地として計画地に町道等が含まれるため、本町がそれら

の町有財産を売り渡す際に売買契約を締結するものであります。

契約金額が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安堵村条例第2号）第3条に該当しますので、議決をいただきたいと考えております。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第10号 国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業にかかる安堵町普通財産の売買契約の締結について

国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業にかかる安堵町普通財産の売買契約の締結について下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安堵村条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月10日提出、安堵町長 西本安博。

1. 契約の方法 随意契約
2. 契約の金額 6,544万2,536円
3. 契約の相手方 大阪府柏原市大正2丁目10番8号

近畿地方整備局大和川河川事務所長

分任支出負担行為担当官 白波瀬 卓哉

総務課長（富士青美） 以上です。御審議、御可決の程よろしく願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第10号は、原案のとおり可決されました。

先程の件でちょっと配布が遅れましたが、失礼いたしました。

---

議長（福井保夫） 日程第4 議案第11号「令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総務部長。

(富井総務部長 登壇)

総務部長（富井文枝） おはようございます。総務部 富井でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは議案第11号「令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について」、御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,084万1,000円を追加し、歳入歳出総額を38億9,577万7,000円といたします。

補正理由といたしまして、一つ目といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、0歳から18歳までの子育て世帯への臨時特別給付金先行事業を早急を実施するため、係る経費を増額補正するものでございます。

二つ目といたしましては、一般廃棄物収集業務の拠点としてユニットハウス設置等整備に係る、必要経費を増額補正するものでございます。また一般廃棄物の収集業務において塵芥収集車が必要となったため、必要額の債務負担行為を追加し、購入に係る契約を進めるものでもございます。

三つ目といたしましては、大和川直轄河川改修遊水地整備事業において、普通財産に係る売払収入受入のための増額補正でございます。

それでは、補正予算書10、11ページを御覧ください。



歳出についてでございます。

3款 民生費、2項 児童福祉費におきまして、電算システム修正委託として198万円、子育て世帯への臨時特別給付金におきまして4,050万円の増額、その他、諸経費を合わせまして計4,277万2,000円の増額補正でございます。

続きまして、4款 衛生費、2項 清掃費におきまして、工事請負費で262万6,000円の増額補正でございます。

次に、12款 諸支出金、1項 基金費におきまして、積立金で6,544万3,000円の増額補正でございます。

戻っていただきまして、補正予算書8ページ、9ページを御覧ください。

歳入についてでございます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金におきまして、子育て世帯への臨時特別給付事業費補助金で4,050万円の増額補正でございます。

次に、子育て世帯への臨時特別給付事務費補助金で227万2,000円の増額補正でございます。

16款 財産収入、2項 財産売払収入におきまして、土地売払収入で6,544万3,000円の増額補正でございます。

18款 繰入金、1項 基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金で262万6,000円の増額補正でございます。

そして次に、補正予算書4ページの「第二表 債務負担行為補正」を御覧ください。

塵芥収集車購入にあたり令和4年度において債務負担行為、限度額835万円を定めるものでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第11号 令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）を別紙のとおり提出する。

令和3年12月10日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第11号 令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）

令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,084万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,577万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年12月10日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額2億253万2,000円、補正額4,277万2,000円、計2億4,530万4,000円。

16款 財産収入、2項 財産売払収入、補正前の額1万円、補正額6,544万3,000円、計6,545万3,000円。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額1億2,437万4,000円、補正額262万6,000円、計1億2,700万円。

歳入合計

補正前の額37億8,493万6,000円、補正額1億1,084万1,000円、計38億9,577万7,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部

3款 民生費、2項 児童福祉費、補正前の額3億6,490万円、補正額4,277万2,000円、計4億767万2,000円。

4款 衛生費、2項 清掃費、補正前の額5億4,839万1,000円、補正額262万6,000円、計5億5,101万7,000円。

12款 諸支出金、1項 基金費、補正前の額4,357万円、補正額6,544万3,000円、計1億901万3,000円。

歳出合計

補正前の額37億8,493万6,000円、補正額1億1,084万1,000円、計38億9,577万7,000円。

次のページ以降の債務負担行為補正及び事項別明細書につきましては、先程の説明と重複をいたしますので、割愛をさせていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決の程よろしくをお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） 森田でございます。ちょっと若干、この補正予算の中で教えていただきたい点がございまして。というのは、説明いろいろと、委員会等を通じて説明はいただいておりますものの、この0歳から高校3年生までの子育て世代について早急に一人あたり5万円の給付を行うためと、この内容でございますけれども、これは日々いろいろ各情報で異なって変わってきております。ですので今一度この辺のしっかりした柱というものも、安堵町の柱ですね、どういうお考えのものかということも確認をさせていただきたいと、かように思います。

と申しますのは、安堵町のこの18歳までの5万円を対象に、この年末にはどうしてもやはり支給をしていきたいという状況、ありがとうございます。この該当者は何名いらっしゃいますか。その辺ちょっとおわかりやったらお示してください。

民生部長（辻井弘至） はい。

議長（福井保夫） はい。辻井部長。

民生部長（辻井弘至） 自席より失礼いたします。今現在捉えております人数でございますが、810人で予算を組ませていただいております。

以上でございます。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） 今、810名ということをお聞かせいただいた。それとね、これ所得制限というものが確か960万ですか、所帯の。960万ということの以内というこの限定された中で聞かせていただいております。安堵町でその該当しなかった、18歳までの方で該当しなかった世帯のその子供さんの人数というのはわかりますか。

民生部長（辻井弘至） はい。

議長（福井保夫） はい。辻井部長。

民生部長（辻井弘至） 960万以上の世帯は除くということで、それ以下の方の数字が810人ということで捉えておりますが、それ以上の方というのはちょっと数字では捉えてございません。以上です。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） ちょっと今、手元に無いと。数名おられることは確かですね。何人かおられることは。

民生部長（辻井弘至） はい。当然960万以上の方もおられると思っております。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） その中でね、これもこの一昨日辺りにね、ちょっと報道で耳にしたのですが、各市町村によりましては、この所得制限を設けないで支給するという各市町村もあるようでございます。これはうちの安堵町の中ではそれを国の方針どおりにするというので、この予算措置にされておるようでございますので、そういうような所得制限を設けないという、全国で何か所かそういうことが最近になって出てきております。ちょっとその辺のことも当初から考えが無かったのかということも、その辺でちょっと考え方を聞かせていただきたい。

これは国の方針どおりやっていくんだということであるのか、いやいや、最近出たようにいろいろと社会情勢を鑑み、そしてまた公平性を考えてみた時に、世帯の960万の部分をはねていくというようなことは、何かそういうことも考えが及ばなかったのかということ、ちょっと私不信に思ったんです。考えということが無かったのかと。というのは、よその市町村の中ではそういう団体が全国的に出ていると、全額出すんだと、支給をするということも現実にある訳ですので、私どもの方で国の方針どおりにやった、その辺の経緯を教えていただきたいと、

私は、そう思うんです。

その1点の内容のことと、また後でこれは他の議員からも質問があるかと思いますが、これも最近、毎日、日々変わっております。5万円を支給する、いやいやもう10万円を先に年内に支給してしまうというところの団体もある訳でございますので、そのことはその柱、方針だけはしっかりと受け止めて後の質問者にもお答えをいただきたいというようには思います。

ちょっとそのことで議長、ちょっとここで休憩を取っていただいて、しっかりそのところをお示しいただく、ちょっと参考に調べていただくということで、ちょっと休憩取っていただけたらありがたいんですけども。

議長（福井保夫） はい。それでは暫時休憩します。

-----  
休 憩（午前10時26分）

再 開（午前10時33分）  
-----

議長（福井保夫） 再開します。

この件に関し、他に質疑ありますか。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1番（松田 勝） おはようございます。松田でございます。先程、森田議員の方から、後また質問があるという話が出ましたので、先に質問の方させていただきたいというように思います。

実はですね、クーポン券の話なんですけど、各市町村におきましては一括で払うとかいう話も出たり、あるいはまた5万円を先に現金支給で、年を越えてクーポン券あるいはまたそのクーポン券をやめて現金支給という話がそれぞれ出てきております。そういった中でですね、昨日のNHKのニュースでは奈良県内でもですね、相当の市町村がクーポン券をやめて現金支給をすると、現金支給を検討しているというニュースが流れました。その中で安堵町についてもで

すね、一応その中に含まれているというニュースでしたけれども、そういった、いわゆる内容の変更についてですね、ちょっと真意を伺いたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

町長（西本安博） はい。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

町長（西本安博） 今の質問ですけれど、どういう、私ちょっとそれ聞いて無かったので真意をはかりかねるのですが、実は数日前に支給するんじゃないに、町としては、それぞれの自治体としてはどちらの方が望ましいですか、というアンケートがあったんです。それが報道でどういう報道になったのか、そこはわかりません。望ましいのか、ということであればシステム改修とかいろんな経費のことを考えた時に、これは2回に分けて、当然に2回に分けてですけれど現金の方を我々は、したいという思いは出しました。別に、やるということじゃないです。そういう思いを出してます。それが報道でどうなったのかということで、多分そういう報道になってるんですが、それは全て決定ではありません。それが多分今日の時点での一番正しい情報だと思います。

以上です。

1番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1番（松田 勝） 報道の内容はですね、要は検討をされていると、検討中ということですから、結論に至ったという内容ではありません。ですからそのアンケートの取り方にも問題があるかもしれないし、返事のちょっとした仕方ですね、受け取る側にとっては変わってくるかなというふうに思いますから、最終的にはね、どういう方向に進んでいこうと、そうしたらしてるのか。例えば最終的には安堵町としてもクーポン券をやめて現金の方が良いという方向でね、進もうとしているのか、どっちを向いてるのか、だけちょっと考え方だけお示し願えたらと思います。

町長（西本安博） はい。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

町長（西本安博） 現金でいきたい、それは2回に分けてですよ、一括では無いです。2回に分けても現金でいきたいとは思いますが、安堵町としてもその方が望ましいという報告はしております。ただ、今、国の方もそちらの方にも目線は当てるけれど、基本的には2回目はクーポン券で欲しいということです。九百何十億の経費が事務費として掛かるやないかということです。国の考え方としては、それも印刷に回ったり、いろんな事業の方に回るんだからそれも一つの経済振興やという考え方をしていますという、国の考えです。

ただ、実際に本当に山の奥の奥の方やったら使う所も無いということもありますので、今の一番新しい情報では、そういう自治体独自のいろんな状況もあるので、今後そのことも検討しますということで、確か今日の時点では止まっているはずですよ。だから結論は出ていないと思います。だから2回目も現金で良いのか、実際にこういう状況であればクーポンじゃなしに現金で良いと。あるいは自治体の判断だけで現金でも良い、というようになるのかというのは今後の国の方針によるものと思っております。

一括については全く考えておりません、今のところ。大阪市も一括は取り下げましたでしょ。一括をやると残りの5万は財源を充てないと、国の方が充てないという方針をはっきり出しますので。ですから一括でということは絶対に考えておりません。一括であれば今もうここで補正予算上げていかなあきませんので。

それが今の状況だと思います。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 内容については十分理解は、いたしました。後ですね、最終的な判断、町長一人でやられる訳じゃないんですが、国との折衝もあるかと思えます。最終的に要は、いつぐらいに決めて、最終的にこの時期には決めなあかんという時期があるのかどうかと、決まった時点で私たちの方にも連絡またね、報告だけいただきたいということだけお願いします。

議長（福井保夫） はい。

8 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） 森田です。今、松田議員が質問されて一応、問うておられたことも良くわかります。というのは町長の方もいろいろと難しく考えておられるようでございます。こんな町長、話考えてみてみ、総理大臣と官房長官言うことが違うんや、ですやろ。で、これ日々違うんや。そやから私は、そこのとこまで及んでいかないけども、到底及んではいられないけども、安堵町としては2回に分ける、これはよくわかりました。今時分は一括では、それは具合が悪い、ということをおっしゃった。だから第2回目においては私の考えでは安堵町のその対象者については現金でやっていきたいと、はっきりおっしゃったらええねん。いきたいとおっしゃったら。そのことを我々望んでる訳です。というのはこの5万円を支給された時に安堵町では、それはもうカードになるのか、クーポンになるのか、現金になるのかということいろいろと今こういう情報入ってますのでね、いやいや安堵町の今の方針では新しく年が変わったらまた残り5万円は現金で支給できるように頑張っておられます。我々はそのように説明すればええねんから。

そのことだけは、松田議員もちょっと歯がゆいところが私はあると思うんですけども、町長の方針として、考えとして述べられたら私はそれで良いと思うんです。どうですか。

町長（西本安博） はい。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

町長（西本安博） 決して揺れ動いている訳ではないです。ですから現金で、残りも現金でいきたいという、県には回答をしております。結果がどうなるかというのは、これからまだこうなっているんで、その結果によっては対応も考えていかなんとは思いますが、恐らくもう近々、方針が出るんじゃないかと思えます。私共としてはとにかくまず財源の確保も考えていかなんかあかんで、そのことも含めて安堵町としては現金が望ましいという答弁は、先に県の方にしております。

以上です。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） ありがとうございます。そんなことで方針がちゃんと決まり、やはりその該当



される方については1日でも早く残りの5万円も手元に入ったら幸せだなと、これは誰しものが思っておられると思いますので、この辺のことは国の方針が決まり、財源の措置の見通しがつかまりましたらですね、何も3月の議会の方でそのことを補正という形よりも、できる限り臨時議会でも開催していただいて、そのことで早く支給できるように体制は持っていたら、町長も株が上がるんじゃないかなと、私はそういう思いもいたしますので。

先程のちょっと、戻りますけども、960万で漏れ落ちた方のその辺の状況わかりましたか。

民生部長（辻井弘至） はい。

議長（福井保夫） はい。辻井部長。

民生部長（辻井弘至） 失礼します。960万以上、所得があるという方の人数でございますが、今、調べさせていただいた中では約35名の方が、それ以上ということで、今の5万円のやつに該当しないということでございます。

以上でございます。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） これについてもね、先程私ちょっと冒頭に話させてもらったように、この35名をね、何とか救っていかうと、公平にという思いで各市町村の中では、その方も一緒に支給をするという団体もあるようでございますので、その辺は安堵町は国の方針どおりということで支給しないというような方向だと私は、そう理解いたしましたので、いろいろありがとうございました。

以上です。

議長（福井保夫） 他に、質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

議長（福井保夫） 日程第5 議案第12号「奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。廣瀬上下水道課長。

（廣瀬上下水道課長 登壇）

上下水道課長（廣瀬好郁） おはようございます。上下水道課の廣瀬でございます。よろしくお願いたします。それでは議案第12号「奈良広域水質検査センター組合規約の変更について」、御説明させていただきます。

本規約の変更につきましては、当組合構成団体である川西町、三宅町及び田原本町が、それぞれ実施している水道事業を統合して令和4年4月1日より磯城郡水道企業団として水道事業を開始するにあたり、同日以降の水道水質検査を同組合構成団体と共同で実施するため、同組合の構成団体について変更が生じるので所要の変更を行うものでございます。

改正の内容でございますが、川西町、三宅町及び田原本町の3町が磯城郡水道企業団となります。構成団体数の減少それと管理者等に関する規定及び経費の負担区分に係る規定の変更でございます。

詳細につきましては議案書の新旧対照表より御説明させていただきます。新旧対照表1ページをお願いいたします。

第2条中、市町村の次に「及び一部事務組合（以下「組合市町村」という。）」を加えます。

第5条第2項、第6条第2項、第7条中、「市町村」を「組合市町村」に改めます。

第10条第2項中、「組合を組織する市町村（以下「組合市町村」という。）」を「組合市町村」に改め、同条第3項中、町長の次に「（一部事務組合の長を含む。第5項及び第6項において同じ。）」を加えます。

続いて1ページ終わりから、2ページをお願いいたします。

第15条1項の表、給水人口割の項中、「ただし、平成13年以前に発行された厚生省統計は、厚生労働省統計とみなす。」を削り、「市町村」を「組合市町村」に改め、同表、規模割、次のページをお願いいたします。規模割の項中、「水量と」を「水量（水道事業開始後の期間が3箇年未満の一部事務組合にあつては、3箇年に不足する期間の当該一部事務組合を組織するそれぞれの市町村の当該期間の水量を加えて平均した水量）と」に改め、「ただし、平成13年以前に発行された厚生省統計は、厚生労働省統計とみなす。」は削り、同表、施設数割の項中で、規模の次に「（前々年度末現在の既認可水道事業の施設がない一部事務組合にあつては、当該一部事務組合を組織する市町村の前々年度末現在の既認可水道事業の施設の規模を合計した規模）」を加えます。

そして別表第1中の「安堵町 川西町 三宅町 田原本町」を「安堵町」に、「東吉野村」の後ろに「東吉野村 磯城郡水道企業団」に改めます。

続いて3ページをお願いいたします。別表第2、山辺地区の項中の「山添村 川西町 三宅町 田原本町」を「山添村 磯城郡水道企業団」に改めます。

なお、この規約の施行日は令和4年4月1日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

#### 議案第12号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体との協議により、令和4年4月1日から、川西町、三宅町及び田原本町を奈良広域水質検査センター組合から脱退させ、これらの町をもって設置される磯城郡水道企業団を加入させることについて、及び同組合の規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月10日 提出、安堵町長 西本安博。

なお、本文につきましては先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決よろしくをお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。  
質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。  
これより議案第12号を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。  
議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

議長（福井保夫） 日程第6「常任委員会の閉会中の継続調査について」、議題とします。

総務産業建設常任委員長及び文教厚生常任委員長から、お手元にお配りしましたように、所管事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（福井保夫） 日程第7「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」、議題とします。

委員長から、お手元にお配りしましたように、所管事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（福井保夫） 日程第8「子供及び子育て世代の人口増に関する対策検討特別委員会の閉会中の継続調査について」、議題とします。

委員長から、お手元にお配りしましたように、所管事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（福井保夫） 日程第9「議長報告」を議題とします。

12月9日、文教厚生常任委員会の三浦委員長から、安堵町議会委員会条例第12条第1項

に基づき、委員長職の辞任願が提出されました。

同日、文教厚生常任委員会にて、これが許可され新しく浅野委員長、松田副委員長が選任されましたので、報告いたします。

---

議長（福井保夫） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回安堵町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

---

閉 会

午前10時53分

---